

# 中国の輸出管理法の概要

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報  
専門家による政策解説～

2021年8月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所

海外調査部

**【免責条項】**

本レポートは、森・濱田松本法律事務所に委託し、作成したものです。  
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

今回は、中国の輸出管理体系と最近の動向について紹介しました。本稿では、中国輸出管理体系の中でも昨今特に注目を集めている「輸出管理法」について解説します。

## 1. 輸出管理法の制定

中国では、両用品目、軍用品、核等国家安全保障貿易管理の観点からの輸出管理規制が存在していましたが、体系的ではなく不十分と考えられていました。そこで、安全保障貿易管理の観点からの輸出を包括的、全体的に管理規制する基本法として、2020年10月17日に、輸出管理法が制定されるに至りました。

同法の概要と留意点は以下のとおりです。

## 2. 管理規制品目の範囲

### (1) 原則はリスト規制

輸出管理法は、両用品目、軍用品、核等の貨物、技術、サービス等の品目（以下「管理規制品目」）の輸出等について適用されます。両用品目（デュアルユース）とは、通常の民生用途と同時に軍事用途（あるいは潜在的軍事力の向上）に利用可能な貨物、技術、サービス等です。主として大量破壊兵器（核・化学・生物兵器、ミサイル等）の設計、開発、製造または使用に用いることができる貨物、技術等ですが（2条4項）、文言上、それ以外の通常兵器関連の品目（日本の外国為替および外国貿易法（以下、外為法）では、輸出令別表第1の5～15項あたりの領域に相当）も排除しない規定となっています。

管理規制品目は、いわゆるリスト規制品目、つまり管理規制品目の輸出管理規制リスト（以下「管理規制リスト」）の記載品目と、一定の管理規制期間を定める臨時管理規制の対象品目です。これらの対象品目以外も、輸出者等が中国の安全および利益が害される等のリスクが存在すると知っている場合等に、例外的に輸出規制の対象となる、いわゆるキャッチオール規制も規定されています（12条3項）。

### (2) リストの範囲～現状は大量破壊兵器関連が中心～

輸出管理法が施行される前から、輸出管理の関連法令に基づく管理規制品目のリストがいくつか存在しました。うち、両用品目については、各行政法規で規定するリストを統合して「両用品目および技術輸出入許可証管理リスト」（以下「両用品目リスト」）が制定され、定期的に更新されてきました。基本的に大量破壊兵器関連の品目が対象で、一部の例外を除き通常兵器関連の品目は対象ではありませんでした。

輸出管理法が施行された後、リスト規制の範囲がどのようになるか注目されましたが、今のところ、新たな包括的な管理規制リストは作られておらず、2021年1月に、従来の「両用品目リスト」を若干調整（2020年11月に出示された「商用暗号輸出入許可リスト」の統合と、ごく一部の品目の追加など）したうえで、さしあたり輸出管理法の管理規制リストとして使用されています。

なお、「両用品目リスト」および「商用暗号輸出入許可リスト」に関する内容は、次回のレポートで詳しく解説します。

### **(3) 該非判定**

両用品目が管理規制リストに該当するかの判断（該非判定）については、2021年9月現在、商務部・安全管制局に設置された許可処が対応部署となっています。日本の輸出管理制度と異なり、輸出事業者が該非について問い合わせをした場合、当局はこれに回答しなければならないこととなっています。

## **3. 管理規制の対象**

### **(1) 技術の移転も対象**

輸出管理法による規制の対象となるのは、基本的に、貨物、技術、サービスの輸出（中国国内から国外への管理規制品目の移転）です。日本や米国などと同様、管理規制品目に該当する貨物に加え、技術の移転も規制の対象となります。

なお、技術の移転には、当該品目に関連する技術資料等のデータも含まれます。

### **(2) 「みなし輸出」規制**

3. (1) のほか、「中国の公民、法人および非法人組織」から「外国の組織および個人」に対する管理規制品目の提供も規制の対象とされます（2条3項）。日本の輸出管理等における、いわゆる「みなし輸出」に相当します（但し、日本の外為法が規制する「非居住者への提供」ではなく、米国の制度に近い、国籍ベースでの規制となっています）。

なお、輸出管理法の規定では、「みなし輸出」について、貨物と技術の区別をしておらず（このため、貨物までが対象とも読めてしまいます）、また、行為が行われる場所が中国国内か国外かについても特に言及はされていません。

したがって、例えば、中国国内の外商投資企業で勤務する外国人に対する技術情報の提供（研究開発拠点内での情報のやりとりなど）も、少なくとも文言上は、規制対象の「みなし輸出」にあたる可能性があることとなります。

機微な技術の「みなし輸出」については、日本でも経済安全保障の観点から規制の強化が議論されているところです。）社内の技術情報管理等にも影響を及ぼす可能性があり、今後の実務の動向に留意が必要です。この点は、コンプライアンスガイドライン（後記7）についてのレポートでさらに解説します。

### **(3) 技術移転の規制は二つのリストが併存**

また、技術に関しては、輸出管理法とは別に、従来からの「技術輸出入管理条例」に基づく輸出管理も行われています。このため、この技術輸出入管理条例に基づく「輸出禁止・輸出制限技術目録」による規制と、輸出管理法による規制とで、一部、重複が生じる可能性があります。この点については、今後、実務上の処理方法などの明確化が望まれるところです。

### **(4) 「再輸出」の規制**

輸出管理法では、管理規制品目の「再輸出」にも触れています（45条）。2017年に商務部が出した輸出管理法の最初の草案（意見募集稿）では、米国の輸出管理規則（EAR）上の再輸出規制（米国製品の国外での「再輸出」に対する規制）に近い書きぶりでした。しかし、

最終的に公表された輸出管理法では、明確な定義のないまま、一言だけ「再輸出」に言及されるにとどまっています。したがって、中国が、米国の再輸出規制と同様に、既に中国国外に輸出された管理規制品目の輸出先国から他国への輸出に対する規制まで想定しているのかは、今のところ明確ではありません。

#### 4. 輸出管理の措置

##### (1) 輸出許可の手続き

輸出事業者は、管理規制品目を輸出する際に、中国政府の輸出管理部門（両用品目に関しては商務部および省レベルの地方商務局）に対して輸出許可を申請することになります。輸出管理部門は、いくつかの要素<sup>1</sup>を総合的に考慮したうえ、許可する場合は、輸出事業者に対して輸出許可証を発行します。

両用品目に関しては、輸出許可の申請、審査、許可手続きは、原則として[商務部のシステム](#)によりオンラインで行われます。

なお、輸出管理部門は、国家安全や安全保障上などの必要性がある場合には、その管理規制品目の輸出や、特定の仕向国・地域、特定の組織および個人に対する輸出を禁止することができるとされています（10条）。

##### (2) エンドユーザー・最終用途の管理

規制品目の輸出にあたって、輸出事業者は、最終利用者（エンドユーザー）またはその所在国・地域の政府機関が発行した、輸出対象のエンドユーザーおよび最終用途に関する証明文書等を提出することになります（15条）。

なお、この法律に違反したり、テロを目的として輸出された管理規制品目を利用するなどした外国の輸入業者やエンドユーザーについては、当局（商務部等）によって「管理制御リスト」に記載され、関連規制品目の取引の禁止、制限、または輸出中止命令等の措置が取られうると定められています（18条）。

##### (3) 関連サービス提供者に対する規制

また、輸出管理法は、輸出事業者に対するサービス提供者（輸出代行、貨物運輸、配達、通関申告、第三者 EC プラットフォーム、金融サービスなど）に対して、輸出事業者の輸出管理法違反の違法行為のためにサービスを提供することを禁止しています（20条）。

#### 5. 罰則等

中国国内の輸出事業者による輸出管理規制違反行為については、類型ごとに罰則が規定されています（33条～39条）。例えば、許可なしに管理規制品目を輸出した場合、違法行為の停止命令、違法収入の没収および違法経営額（売上高）等の5倍から10倍の過料が科

---

<sup>1</sup> (1) 国の安全および利益、(2) 国際義務および対外的な約束、(3) 輸出形態、(4) 管理規制品目の機微度、(5) 輸出の仕向国・地域、(6) 最終利用者および最終用途、(7) 輸出事業者の関連信用記録、(8) 法律、行政法規に定めるその他の要素（輸出管理法13条）。

されるなどとされています。

なお、国外の組織や個人が中国の輸出管理法等に違反した場合にも「法的責任」を追及するという規定もありますが（44条）、抽象的な原則規定となっており、具体的な射程範囲等は不明です。

## 6. 外国等に対する報復措置

輸出管理法では、外国（または地域）が、当該国・地域の輸出管理規制措置を濫用して中国の国家安全や利益を脅かした場合に、中国が当該国・地域に対して「対等な措置を講じることができる」とも規定しています。

## 7. 輸出管理規制内部コンプライアンス体制の構築

商務部は、2021年4月に、輸出事業者の内部コンプライアンスに関するガイドラインを公表しました（「両用品目輸出事業者輸出管理内部コンプライアンス体制構築指導意見」および同意見添付の「両用品目輸出管理内部コンプライアンスガイドライン」）。同ガイドラインについては、今後のレポートで詳しくご紹介します。

## 8. まとめ

輸出管理法による輸出管理規制は、実務的に不明な点が多く残されています。しかし、内部コンプライアンスガイドライン等も公表されており、特に、中国から貨物を輸出する企業は、中国の輸出管理体系や管理規制リスト等を理解した上で、輸出コンプライアンスの体制づくりと、自社グループないしサプライチェーンへの影響の確認・検討などが必要と言えます。

また、3. で上述したように、中国国内で規制対象になり得る（例えば日本の外為法の輸出許可の対象となるような）技術開発を行っている企業等も、今後の技術輸出やみなし輸出規制の実務の動向に注意が必要です。

森・濱田松本法律事務所  
弁護士 石本 茂彦  
弁護士 鈴木 幹太  
中国律師 沈 暘

レポートをご覧いただいた後、アンケート(所要時間:約1分)にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210034>



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外調査部 中国北アジア課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL：03-3582-5181  
E-mail：ORG@jetro.go.jp